

# 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和元年5月15日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 柳井哲也君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 甲斐徳之助君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 19番 小松崎伸君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

## 令和元年第1回牛久市議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	5月15日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○仮議席の指定</li> <li>○議長選挙</li> <li>○議席の指定</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○副議長選挙</li> <li>○議会運営委員会委員の選任</li> <li>○常任委員会委員の選任</li> <li>○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙</li> <li>○茨城県南水道企業団議会議員選挙</li> <li>○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙</li> <li>○牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙</li> <li>○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○議案上程（1号～5号）</li> <li>○提案者説明</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉会中の事務調査の件</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 令和元年第1回牛久市議会臨時会

### 議事日程第1号(その1)

令和元年5月15日(水) 午前10時開会

日程第 1. 仮議席の指定

日程第 2. 議長選挙

### 議事日程第1号(その2)

令和元年5月15日(水)

日程第 1. 議席の指定

日程第 2. 会議録署名議員の指名

日程第 3. 会期の決定

日程第 4. 副議長選挙について

日程第 5. 議会運営委員会委員の選任について

日程第 6. 常任委員会委員の選任について

日程第 7. 稲敷地方広域市町村圏事務組會議員選挙について

日程第 8. 茨城県南水道企業団會議員選挙について

日程第 9. 龍ヶ崎地方衛生組會議員選挙について

日程第10. 牛久市・阿見町斎場組會議員選挙について

日程第11. 茨城県後期高齢者医療広域連合會議員一般選挙について

日程第12. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第13. 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第14. 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第15. 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第16. 議案第5号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第1号)

日程第17. 閉会中の事務調査の件

### 議事日程(追加)

令和元年5月15日(水)

追加日程第1. 議案第5号令和元年度牛久市一般会計補正予算(第1号)に対する修正案

午前10時00分開会

○議会事務局長（滝本 仁君） それでは、改めましておはようございます。

事務局から申し上げます。

このたびの臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長職務を行うこととなっております。

出席議員中、柳井哲也議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。

柳井議員、登壇お願いいたします。

〔6番柳井哲也君登壇〕

○臨時議長（柳井哲也君） 改めましておはようございます。

ただいま御紹介をいただきました柳井哲也でございます。

本日招集されました令和元年第1回臨時会の開会に当たり、ただいま事務局より紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により私が臨時に議長の職務を行うことになりました。

選挙により議長が選出されるまでの間ではございますが、議員各位の御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げまして、臨時議長就任に当たりましての御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第1回牛久市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事日程第1号（その1）に入ります。

日程第1、この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

—————○—————

仮議席の指定

○臨時議長（柳井哲也君） 仮議席はただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第2、議長選挙を行います。

—————○—————

議長選挙

○臨時議長（柳井哲也君） ここで、自席にて休憩いたします。

午前10時13分休憩

—————

午前10時14分開議

○臨時議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員各位に申し上げます。立候補者の所信表明中は、御静粛をお願いいたします。なお、所信表明は5分程度でお願いいたします。

それでは、8番石原幸雄君、所信表明をお願いいたします。

〔8番石原幸雄君登壇〕

○8番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより、牛久市議会基本条例第12条の規定に従い、議長選挙への立候補の所信表明を行います。

申し上げるまでもなく、私はこのたびの市議会議員選挙において6選を果たさせていただきましたが、私が牛久市議会議長に就任した場合は、特に以下の5点を念頭に置いて、時の流れにふさわしい議会づくりを目指してまいります。

まず、第1点目は、さまざまな情報の共有化の一環として、毎月1回程度を目安とする定期的な議員連絡会の開催に努めます。

次に、第2点目といたしまして、全議員の資質のさらなる向上を図る一環として、研修会や勉強会の開催に努めます。とりわけ、市議会は本市の唯一の立法機関であることを再認識する意味で、政策実現のための条例を提案することが可能となるような研修会等の開催に努めてまいります。また、特に1期及び2期の議員を対象とする一般質問の仕方等にかかわる勉強会の開催に努めます。

次に、第3点目といたしまして、女性議員の積極的な登用に努めてまいります。御承知のように、昨年、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が成立をいたしました。牛久市議会は前任期に引き続き、県内の自治体の議会の中でも女性議員の占める割合が36.36%と最も高いことから、女性議員のより一層の活躍の舞台を提供する意味で、議会内の役職等への女性議員の積極的な登用に努めてまいります。

次の第4点目は、議会改革についてであります。これについては、特別委員会を立ち上げ、以下の5項目の具現化を目指してまいります。

まず第1は、総務、教育民生、産業建設の3つの常任委員会の名称及び所管事項の見直しを行い、時代にふさわしい委員会への再編に努めます。

第2は、予算及び決算についてであります。これについては、毎年3月と9月に特別委員会を立ち上げて審議を行う一方で、補正予算は定例議会等のたびごとにそれぞれの所管委員会に付託されております。しかしながら、予算については所管ごとに分離するのではなく、本来は補正の部分も含めて年度内は一体のものとして審議をすることが望ましく、その意味で予算及び決算については、地方自治法の改正により議員の常任委員会への複数所属が可能となったこ

とを踏まえて、特別委員会ではなく、予算決算常任委員会を新たに設けることを目指してまいります。

第3は、会派代表質問制度の導入についてであります。申し上げるまでもなく、現在、牛久市議会は会派制度を導入しておりますが、なぜか会派代表質問が行われておりません。会派を結成している以上、当然のことながら、市政にかかわる会派としての考え方や意見が表明されてしかるべきであると存じます。したがって、3月の予算議会及び9月の決算議会における会派代表質問制度の導入を目指してまいります。

第4は、ペーパーレス化や電子採決を視野に入れたタブレットの導入を目指してまいります。

そして、第5は、牛久市議会政務活動費の交付に関する条例第2条の見直しについてであります。すなわち、同条によれば、現在、政務活動費の交付対象は、所属議員が1人の場合を含む会派に対して交付すると記されております。しかしながら、申し合わせ事項によれば、会派は2名以上とされており、その意味で一人会派という表現は申し合わせ事項との整合性に欠けることから、表現としてはふさわしくないと判断をいたします。

ところで、地方自治法第100条第14項には、政務活動費は会派又は議員に対して交付することができる」と規定されております。そこで、同法に倣い、同条例の第2条を「会派又は議員に交付する」という表現に改め、申し合わせ事項等との整合性を図るべきであると存じます。

最後に、第5点目といたしまして、交通体系整備促進調査特別委員会の所管事項の見直しを行います。これについては、前任期中、定例議会のたびごとに多くの議員が公共交通のあり方にかかわる一般質問を行った経緯があることを踏まえ、従来の鉄道や道路にかかわる事項に加えて、新たにコミュニティバスの運行ルートの見直しやデマンドタクシー制度の導入など、公共交通のあり方を調査項目とすべきと存じます。

このほかにも見直しや改善点は多々ありますが、特に以上の5点5項目を念頭に置いて、私は時の流れにふさわしい議会づくりを目指してまいります。議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（柳井哲也君） これで立候補者の所信表明を終了いたします。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（柳井哲也君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（柳井哲也君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。



投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（柳井哲也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（柳井哲也君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1 番鈴木議員、2 番藤田議員、3 番秋山議員、4 番長田議員、5 番山本議員、7 番伊藤議員、8 番石原議員、9 番甲斐議員、1 0 番池辺議員、1 1 番守屋議員、1 2 番加川議員、1 3 番北島議員、1 4 番杉森議員、1 5 番須藤議員、1 6 番黒木議員、1 7 番諸橋議員、1 8 番市川議員、1 9 番小松崎議員、2 0 番板倉議員、2 1 番遠藤議員、2 2 番利根川議員、6 番柳井議員。

〔投 票〕

○臨時議長（柳井哲也君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（柳井哲也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（柳井哲也君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番鈴木勝利君、4番長田麻美君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（柳井哲也君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

石原幸雄君 22票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、石原幸雄君が議長に当選いたしました。  
ただいま議長に当選されました石原幸雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選任されました石原幸雄議長に就任の御挨拶を一言お願いいたします。

〔議長石原幸雄君登壇〕

○議長（石原幸雄君） ただいまは議員の皆様のお推挙によりまして、牛久市議会第21代議長に就任をさせていただきました。まことにありがとうございました。

先ほど申し述べさせていただきましたとおり、所信表明の具現化に向けて一層努力を重ねてまいりますので、議員各位におかれましては、今後ともどうぞよろしく御理解と御支援のほどをお願い申し上げます。簡単でございますが就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（柳井哲也君） 新しい議長が誕生いたしましたので、臨時議長の職は以上で終わらせていただきます。議員各位の御協力に心から感謝申し上げます。

石原幸雄議長、議長席にお着きをお願いします。

○議長（石原幸雄君） ここで、暫時休憩をいたします。再開時刻は追って御連絡申し上げます。

午前10時33分休憩

---

午前10時59分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程第1号（その2）に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

---

議席の指定

○議長（石原幸雄君） 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席のとおり指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

---

会議録署名議員の指名

○議長（石原幸雄君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番鈴木勝利君、

2番藤田尚美君をそれぞれ指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第4、副議長選挙を行います。



副議長選挙について

○議長（石原幸雄君） ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時00分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員各位に申し上げます。立候補者の所信表明中は、御静粛をお願いいたします。なお、所信表明は5分程度でお願いいたします。

それでは、2番藤田尚美君に所信表明をお願いいたします。

〔2番藤田尚美君登壇〕

○2番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。

ただいまより、副議長選挙の実施に先立ちまして、所信表明をさせていただきます。

私は平成22年4月、初当選をさせていただき、2期8年間、市民の皆様の声を市政に届けようとの思いで議会活動に取り組んでまいりました。そして、このたび再び議員として活動させていただく機会をいただき、決意も新たにしているところであります。

今回の牛久市議選は、平成28年から18歳選挙権が始まり有権者数がふえましたが、投票率は42.1%と低投票率でありました。この結果から、さまざまな要因があると思えますが、市民の牛久市議会への関心が薄くなっているのも現実ではないかと考えております。もう一度見詰め直し、新たな展開を考えていくべきであり、その原点は市民の声を聞くこと、そして行

政へのチェック機能を高め、政策提言の実力を磨き、市民への情報発信を強化していくことが重要ではないかと思えます。

さまざまな市政の課題に対する意向を的確に把握し、議員間の活発な議論を通じ、牛久に住んでよかった、住み続けたい、住んでみたいと実感できるよう努めていく必要があると思えます。そのためにも、市民にわかりやすい、さらに開かれた議会を目指してまいります。

そして、副議長の役割は議長を補佐することであります。議員各位の御協力を得ながらしっかりと支え、公平・公正な議会運営を図るとともに、議会が市民の皆様にも身近に感じ、厚い信頼が得られるよう、全力で尽くしてまいります。

議員各位の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石原幸雄君） これで立候補の所信表明を終わりといたします。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（石原幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（石原幸雄君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番鈴木議員、2番藤田議員、3番秋山議員、4番長田議員、5番山本議員、6番柳井議員、7番伊藤議員、9番甲斐議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番加川議員、13番北島議員、14番杉森議員、15番須藤議員、16番黒木議員、17番諸橋議員、18番市川議員、19番小松崎議員、20番板倉議員、21番遠藤議員、22番利根川議員、8番石原議員。

〔投票〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石原幸雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番山本伸子君、7番伊藤裕一君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（石原幸雄君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 ゼロ票であります。

有効投票中

藤田尚美君 22票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、藤田尚美君が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました藤田尚美君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選任されました藤田尚美副議長に就任の御挨拶を一言お願いいたします。

〔副議長藤田尚美君登壇〕

○副議長（藤田尚美君） 皆様、このたびは御協力、御支援をいただき、大変にありがとうございました。

議長を支え、さらにしっかりと働いてまいりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（石原幸雄君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。



議会運営委員会委員の選任について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

---

常任委員会委員の選任について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第7、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙を行います。

---

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員5名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（石原幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（石原幸雄君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番鈴木議員、2番藤田議員、3番秋山議員、4番長田議員、5番山本議員、6番柳井議員、7番伊藤議員、9番甲斐議員、10番池辺議員、11番守屋議

員、12番加川議員、13番北島議員、14番杉森議員、15番須藤議員、16番黒木議員、17番諸橋議員、18番市川議員、19番小松崎議員、20番板倉議員、21番遠藤議員、22番利根川議員、8番石原議員。

〔投票〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石原幸雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番藤田尚美君、6番柳井哲也君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

須藤 京子君 5票

伊藤 裕一君 5票

板倉 香君 4票

市川 圭一君 4票

甲斐徳之助君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位5名の須藤京子君、伊藤裕一君、板倉 香君、市川圭一君、甲斐徳之助君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました須藤京子君、伊藤裕一君、板倉 香君、市川圭一君、甲斐徳之助君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前 11 時 17 分休憩

---

午前 11 時 18 分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 8、茨城県南水道企業団議会議員選挙を行います。

---

茨城県南水道企業団議会議員選挙について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、茨城県南水道企業団規約第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議員 4 名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの出席議員は 22 名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（石原幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（石原幸雄君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1 番鈴木議員、2 番藤田議員、3 番秋山議員、4 番長田議員、5 番山本議員、6 番柳井議員、7 番伊藤議員、9 番甲斐議員、10 番池辺議員、11 番守屋議員、12 番加川議員、13 番北島議員、14 番杉森議員、15 番須藤議員、16 番黒木議員、17 番諸橋議員、18 番市川議員、19 番小松崎議員、20 番板倉議員、21 番遠藤議員、22 番利根川議員、8 番石原議員。

〔投票〕



○議長（石原幸雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石原幸雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番秋山 泉君、9番甲斐徳之助君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

柳井哲也君 6票

鈴木勝利君 6票

杉森弘之君 5票

北島 登君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位4名の柳井哲也君、鈴木勝利君、杉森弘之君、北島 登君が茨城県南水道企業団議会議員に当選いたしました。

ただいま茨城県南水道企業団議会議員に当選されました柳井哲也君、鈴木勝利君、杉森弘之君、北島 登君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第9、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙を行います。



龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員4名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（石原幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（石原幸雄君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番鈴木議員、2番藤田議員、3番秋山議員、4番長田議員、5番山本議員、6番柳井議員、7番伊藤議員、9番甲斐議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番加川議員、13番北島議員、14番杉森議員、15番須藤議員、16番黒木議員、17番諸橋議員、18番市川議員、19番小松崎議員、20番板倉議員、21番遠藤議員、22番利根川議員、8番石原議員。

〔投票〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石原幸雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番池辺己実夫君、12番加川裕美君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

秋山 泉君 6票

諸橋太郎君 6票

黒木のぶ子君 5票

長田 麻美君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位4名の秋山 泉君、諸橋太郎君、黒木のぶ子君、長田麻美君が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選いたしました。

ただいま龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました秋山 泉君、諸橋太郎君、黒木のぶ子君、長田麻美君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第10、牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙を行います。



牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員3名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（石原幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（石原幸雄君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1 番鈴木議員、2 番藤田議員、3 番秋山議員、4 番長田議員、5 番山本議員、6 番柳井議員、7 番伊藤議員、9 番甲斐議員、1 0 番池辺議員、1 1 番守屋議員、1 2 番加川議員、1 3 番北島議員、1 4 番杉森議員、1 5 番須藤議員、1 6 番黒木議員、1 7 番諸橋議員、1 8 番市川議員、1 9 番小松崎議員、2 0 番板倉議員、2 1 番遠藤議員、2 2 番利根川議員、8 番石原議員。

〔投票〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石原幸雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番守屋常雄君、13番北島 登君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

藤田 尚美君 9票

利根川英雄君 7票

守屋 常雄君 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位3名の藤田尚美君、利根川英雄君、守屋常雄君が牛久市・阿見町斎場組合議会議員に当選いたしました。

ただいま牛久市・阿見町斎場組合議会議員に当選されました藤田尚美君、利根川英雄君、守

屋常雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第11、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。



茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（石原幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（石原幸雄君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番鈴木議員、2番藤田議員、3番秋山議員、4番長田議員、5番山本議員、6番柳井議員、7番伊藤議員、9番甲斐議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番加川議員、13番北島議員、14番杉森議員、15番須藤議員、16番黒木議員、17番諸橋議員、18番市川議員、19番小松崎議員、20番板倉議員、21番遠藤議員、22番利根川議員、8番石原議員。

〔投票〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石原幸雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番杉森弘之君、17番諸橋太一郎君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

遠藤憲子君 13票

石原幸雄君 9票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、得票数上位1名の遠藤憲子君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました遠藤憲子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午後0時07分休憩

---

午後1時05分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第1号ないし議案第5号の5件であります。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第1号ないし報告第3号の3件の専決処分について、同条第2項の規定により報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、今期臨時会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

次に、常任委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に黒木のぶ子君、副委員長に長田麻美君。

教育民生常任委員会委員長に守屋常雄君、副委員長に遠藤憲子君。

産業建設常任委員会委員長に須藤京子君、副委員長に伊藤裕一君。

広報常任委員会委員長に長田麻美君、副委員長に須藤京子君がそれぞれ互選されました。

以上が各常任委員会正副委員長の互選の結果であります。

次に、議会運営委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に杉森弘之君、副委員長に市川圭一君がそれぞれ互選されました。

以上が、議会運営委員会正副委員長の互選の結果であります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第12、議案第1号ないし日程第16、議案第5号の5件を一括議題といたします。



議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

議案第5号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 本日、令和元年第1回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

議案の説明に入る前に、一言御挨拶申し上げます。

去る4月21日に執行されました牛久市議会議員一般選挙におきまして、御当選の栄に浴されましたこと、まことにおめでとうございます。

改めて申し上げるまでもなく、議会と市が強力な信頼関係のもとで、お互いの立場を尊重し活発な議論を交わしながら、市勢発展のため、市民の期待に沿った市民のためのよりよい市政の実現を目指し、市政運営をしていくことが、大変重要であると考えておりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案について御説明いたします。本臨時会に提出い

たしました議案は、専決処分の承認、補正予算など、全部で5件であります。

議案第1号から議案第4号までは、条例の改正及び平成30年度補正予算を、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第1号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、個人の市民税における住宅ローン控除の控除期間の拡充、ふるさと納税制度の見直しによる改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

議案第2号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第3号は、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第6号）でありまして、第1表の繰越明許費につきまして、「空き家の適正管理及び有効活用を推進する」及び「牛久運動公園調整池の有効活用を図る」の2事業について平成30年度内に事業が完了できないことから、地方自治法第213条の規定に基づき予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

議案第4号は、平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額に5,600万円を追加し、予算の総額を16億8,474万1,000円とするもので、広域連合保険料納付金の増額計上であります。

議案第5号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に2億6,570万9,000円を追加し、予算の総額を304億6,570万9,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、国庫支出金につきましては、（仮称）認定こども園フレンド幼稚園の建設に対する補助金（保育園分）の計上に伴う、民生費国庫補助金の増額計上であり、県支出金につきましては、（仮称）認定こども園フレンド幼稚園の建設（幼稚園分）に対する補助金の計上に伴う、教育費県補助金の増額計上であります。

繰入金につきましては、今回の補正予算調製に伴い、不足する財源を、財政調整基金から繰入れるものであります。

次に、歳出といたしまして、総務費の総務管理費につきましては、名誉市民選考委員会の開催に伴う報酬及び旅費の計上であります。

民生費の児童福祉費につきましては、（仮称）認定こども園フレンド幼稚園の建設に対する補助金（保育園分）の計上であり、教育費の幼稚園費につきましては、（仮称）認定こども園フレンド幼稚園の建設に対する補助金（幼稚園分）の計上であります。

以上が、専決処分の承認及び補正予算の概要等でありまして、詳細につきましては、お手元



の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第1号ないし議案第5号の5件について、順次質疑を許します。

まず、議案第1号についての質疑を許します。13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 日本共産党、北島 登です。

ただいま市長から提案理由の説明がありました。地方自治法第179条1項には、専決処分を行えるとしているのは、議会が成立していないとき、地方自治法第113条ただし書きの場合において、なお議会が開くことができないとき、地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、議会において議決すべき事件を議決しないとき、以上の4つの事由が挙げられています。

今回、市長は、その第3の緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないを事由としていますが……

○議長（石原幸雄君） 北島 登君に申し上げます。ただいまは議案第1号についての質疑でございます。（「専決処分そのものについての質問をしたいと思っておりますが」「この場合の専決処分のやり方について質問している。これはもう……」「1号に関しては、これは議会で認めた額のものでありますから、今の質問自体の趣旨が異なる。4号でやっていただければと思います。報告第4号。今の質問の趣旨は報告第4号です。よろしいですか」の声あり）

着座のまま、暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

---

午後1時18分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

北島 登君に申し上げます。簡潔にお願いいたします。

○13番（北島 登君） では、簡潔に。

今回の専決処分について、客観的に見て議会を招集する時間的余裕がなかったのでしょうか。専決処分は議会で承認が否決されてもその法的効力は失わない、そうになっています。これは、専決処分を多用すれば、議会の軽視ひいては議会の形骸化を招くおそれがあります。その点について、今回、専決処分の日付は3月29日となっていますが、3月29日に議会を招集することが本当にできなかったのかどうか、そしてこの専決処分について今後どのような扱いをするか、市長の認識をお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） お答えいたします。

地方税法の交付が平成31年3月29日に交付されたということで、その時点で4月1日の条例改正が迫っておりますので、このときには臨時議会、議会を招集することは困難であったと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 3月29日施行、国会は3月27日でこの法案、法律、成立していますね。そしてすぐ議会を招集する時間的余裕が全くなかったか。これは、こういう緊急な場合は、議会7日前と決まっていますが、そうでなくてもただし書きで例外規定されているので、緊急な場合は招集は可能だったのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。あと、市長の今後の認識をお聞かせ願えればと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） お答えいたします。

平成31年3月29日につきましては、曜日が金曜日ということで、残る30日、31日は土曜日、日曜日という形になりますので、議会を招集するということはやっと困難であったと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も、専決処分というのは本当に必要なとき、その状況に合わせてすべきと私は思っております。ですから、今回の場合、非常にそういういとまがなかったと私は認識しております。これからも、極力専決処分というものをなくしまして、なるべく議会の場で諮れるようにします。ただ、いろんな時期にございます。ですから、全てこちらの専決処分というのも状況によっては御容赦願いたいと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） なければ、以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） なければ、以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 学校法人茨城フレンド学園における認定こども園開設の整備事業について、この議案がありますが、フレンド学園におけるこども園の施設整備、これは民間の主体の事業ではありますが、税金、公費が使われて、補助金を市が出している、支出するわけですから、市としてもその事業の推進、進捗状況について十分な管理、監督をするべきではないか、そう考えています。そこで、幾つかの点をお尋ねします。

まず、2019年4月1日開園予定でしたが、2019年8月にずれ込みました。その理由については、くいが必要になったとか工事のおくれが主な理由ですけれども、当初の計画ではどのような工程だったのでしょうか。設計がいつからいつ、そして工事はいつからいつ、まず第1点。

それから、第2点。もともと単年度では、時間的、工程的に非常に厳しい内容だったように見受けられます。それなのに、先日本お聞きしたところでは、設計契約が7月、4、5、6と3月ロスしているわけです。そして、10月に行った地質調査によって、マグニチュード5から7の地震で液状化の可能性がある、そういう想定外の事態になったといいますが、市がこのことを知ったのはいつでしょうか。早い段階で知っていればもっと対策のしようがあったのではないか、そう考えますが。

それから次に、多量のくい工事が必要になったということですが、単年度の当初の計画での予算が3億7,906万5,000円。ところが、変更、つまり次年度、2年間の契約としてやっている補助金の予算額が3億7,419万円、約487万5,000円の減額となっています。くい工事内容がふえたのにどうして減額できるんだろうかと、誰かが負担してくれたのか、それとも当初の予算要求が過大だったのか、そこら辺をお聞きしたい。

それから、最後の質問ですが、実は13日に私は現場を見に行きまわりました。現場を見たところ、園庭がなくなっているように見えたのですが、園庭はどこに設置することを計画しているのか、お尋ねします。外から、道路側から敷地に入ることはあれなので遠慮して、道路側から見させていただいたんですが、ちょうど2階の柱を立てている途中でした。あと、7月末まで2月半、私の工事建築屋としての経験からしても、これは相当厳しいなという感想を持っています。特に、時間的に厳しい、予算的に厳しい工事については、事故が起こりやすい。そしてもう一つは、施工不良が起こりやすいということも体験しています。この点で今後も市のほうで十分な対応をする必要がある、そう思っていますが、市のほうの対応は今後どのように

考えているか。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 数点の御質問にお答えいたします。

まず、当初の計画でございますが、まず初めから説明いたします。厚生労働省と文部科学省の補助の申請をしております、その内示がありましたのが、厚生労働省の補助が昨年6月8日でございます。文部科学省の補助の内示が6月27日でございます。その内示を受けまして、こちらのフレンド幼稚園のほうで実施設計の業務を発注しております。その後、地質調査にかかりまして、当初の予定では解体工事につきましては11月24日から入る予定でございました。ただ、地質調査の結果、地盤改良工事等が必要となりまして、約3カ月ほどのおくれが出まして、地盤改良工事が開始されたのが今年の1月8日ということでございました。

2点目の、単年度の計画は無理があったのではないかとということでございます。これは補助事業でございますので、事業の開始というのは、こちらの認定こども園の場合には厚生労働省と文部科学省の補助の内示があつてからスタートすることになりますので、このスケジュール、当初の計画というのは、3月中には完成して4月から新しい園舎で子供を預かるという計画でした。

3点目です。地質調査の結果、地盤改良工事が必要になったのを知ったのはいつかということでございますが、こちらは報告を受けたのが11月の25日。失礼しました。地質調査を行ったのが昨年の10月の5日、6日。その結果、地盤改良工事の実施を行うという決定があつたのが11月24日ということで伺っております。

4点目の、単年度事業の際の補助金の額と2回に分けたときの補助金の額の差額、減額になっているということでございますが、単年度、当初の計画では補助の内示額に合わせまして補助金の決定を予算上措置しておりましたが、その後建築工事の発注、また補助の対象となる工事費の確定によりまして、2カ年事業とした場合に497万5,000円の減額となったものでございます。

それと5点目、園庭は今現在どうなっているか、どういう計画かということでございますが、今現在は古い園舎を残しながら新しい園舎を建てております。新しい園舎が完成した際には、古い園舎を取り壊しまして、そこに新しい園庭をつくるという計画でございます。

今後の市の対応ということでございますが、フレンド幼稚園のほうにも何度か打ち合わせをさせていただきまして、7月中には新しい園舎を開園、開設しまして、8月から新しい制度で運営を始めるという報告を受けているところでございます。市としても、今後そのスケジュールに合わせまして開設していただけるよう十分な調整を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 4月1日開園が、もう一度8月1日へ延長になったわけですが、再度延長するようなことがないように、くれぐれも強い指導、調整を行っていただけるように希望します。以上で終わります。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） なければ、以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

21番遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 動議を提出します。

○議長（石原幸雄君） 自席で結構ですので、動議の内容を簡潔に御説明願います。

○21番（遠藤憲子君） 歳出予算の中の名誉市民の選考委員会、これを開催する事業の補正予算を減額することを提出したいと思います。

○議長（石原幸雄君） ただいま21番遠藤憲子君より、議案第5号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案について動議が出されました。動議は会議規則第16条の規定により、ほかに1人以上の賛成者がなければなりません。ここで賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は追ってお知らせをいたします。

午後2時33分休憩

---

午後2時46分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号の修正案の提案理由の7行目の「条例」が誤字となっておりますので、正しい「条例」に訂正をいたします。

ただいま、遠藤憲子君外1名から議案第5号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号の修正案の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案第5号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案の1件を議題とい

たします。

---

追加日程第1 議案第5号令和元年度牛久市一般会計補正予算(第1号)に対する修正案

○議長(石原幸雄君) 提案者に提案理由の説明を求めます。21番遠藤憲子君。

[21番遠藤憲子君登壇]

○21番(遠藤憲子君) 議案第5号令和元年度牛久市一般会計補正予算(第1号)に対する修正案です。

修正の内容は、歳出予算の款2総務費、項1総務管理費、目18諸費、01111名誉市民選考委員会を開催する事業の補正予算を減額するものです。

牛久市名誉市民条例によりますと、名誉市民推薦に当たっての明確な基準がなく、団体や誰の推薦によるものなのか等の定めがありません。推薦人や推薦団体を含めその人数、団体の定め也没有ありません。この条例によれば、本人推薦でも、一人の推薦者でも可能になります。

以上のおり、この条例は不十分であり、条例の見直しと推薦基準を明確にしてからでも遅くないと考え、今回の名誉市民選考委員会は撤回し、その予算を財政調整基金に戻すものとする修正案を提出するものであります。以上です。

○議長(石原幸雄君) 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第5号の修正案についての質疑を許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石原幸雄君) 以上で、議案第5号の修正案についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第5号の5件及び議案第5号の修正案については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石原幸雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第5号の5件及び議案第5号の修正案については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

[22番利根川英雄君登壇]

○22番(利根川英雄君) それでは、議案第5号に対する修正案についての賛成討論であります。

名誉市民の選考についてですが、条例が不十分であるという指摘もされました。条例には推

薦基準の記載もなく、団体個人、さらには人数の決まりもありません。これでは、推薦人には1人でも本人でもできることになってしまいます。よって、市民に対し、名誉市民推薦に当たっての理由を明確に説明できないと考えるものであります。条例を再度見直し、市民に対し、わかりやすい改正を行ってからでも遅くはありません。どのような状況から選考委員会が開催されるかわかりづらい、よって条例の不十分さを指摘せざるを得ないものであります。

仮にこの委員会で推薦されたとすれば、議会での同意が必要になってまいります。個人の名誉にもかかわることであり、私どもとしては、個人の名誉にかかわるものを議会での議論とすべきではないと。その前に明確な推薦基準を策定し、そして市民にもわかりやすい条例、そしてまた推薦、それがなされるようにすべきだと。今回、補正予算に上げてまでやらなければならない理由とは、補正予算で審議し選考委員会をつくらなければならないという理由はありません。再度見直して、遅くとも6月議会では間に合うと思います。この条例を見直すことを前提として、この修正案に賛成をするものであります。

議員の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。ありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号ないし議案第5号の5件について順次採決をいたします。

まず、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、まず本案に対する遠藤憲子君外1名から提出された修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



日程第17 閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決定いたしました。

以上で、今臨時議会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和元年第1回牛久市議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時00分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 原 幸 雄

署名議員 鈴 木 勝 利

署名議員 藤 田 尚 美